

## 入札条件（郵便入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第2項の規定により、郵便による一般競争入札について、公告文に定めるもののほか必要な事項を定める。（電子入札及び紙入札は、別途入札条件を参照）

### 1 入札参加

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札させる場合は、委任状（年間委任状が提出されている場合は、その写しを含む。）を同封すること。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

### 2 入札参加の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の開始に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるので、入札を辞退するときは、入札辞退届を持参又は郵送（開札日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。ただし、指名競争入札又は随意契約において、辞退の旨を記載した入札書が提出された場合には、その旨を認めるものとする。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

### 3 入札方法等

#### (1) 送付方法

郵便入札においては、以下の書類を長四又は長三封筒に同封し、簡易書留郵便により送付することとし、窓口持参は認めないものとする。

#### ア 入札書

イ 内訳書及び調査票（物品購入又は印刷製本のうち、制限付き一般競争入札の案件及び指名競争入札並びに随意契約の案件は「内訳書」とする。）

ウ 年間委任状の写し（年間を通して委任している場合のみ）

#### (2) 封筒記載事項

ア 宛先は、「柏郵便局留 柏市役所契約課」とすること。

イ 表面の左上に、朱書きで「入札書及び内訳書在中」と明記すること。

ウ 裏面に、「件名及び場所」を明記すること。

#### (3) その他

ア 封筒は，1 案件 1 封筒とすること。

なお，1 封筒で複数の入札書を同封した場合又は入札書と封筒の案件名が相違する場合は，無効とする。

イ 入札書は，公告で定める日（指名競争入札及び随意契約の案件は，開札日の前日）までに柏郵便局に必着とすること。

#### 4 無効となる入札

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とする。

##### (1) 全般事項

ア 入札に参加する資格を有しない者が入札をした場合

イ 入札書が到達期限まで到達しない場合

ウ 所定の入札保証金を納付しない者が入札をした場合（免除の場合を除く。）

エ 封筒に異なる 2 枚以上の入札書を入れた場合

オ 入札書に記名又は押印が欠けている場合

カ 入札金額又は内訳書の主要な金額を訂正した場合

キ 入札書に記載された金額と内訳書に記載された金額が異なる場合又は内訳書及び調査票等の必要な書類が同封されていない場合

ク 誤字，脱字等により意思表示が不明瞭である場合

ケ 明らかに連合であると認められる入札の場合

コ 同一案件の入札について，他の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者が行った入札の場合

##### (2) 個別事項（制限付き一般競争入札の案件のみ）

ア 配置予定技術者

###### (ア) 建設工事

a 「内訳書及び調査票」における監理（主任）技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）の氏名（漢字）の欄の両方又は一方が未入力の場合

b 同一日で複数の開札案件があり，先の開札案件の落札者の配置予定技術者等が，その後の開札案件の配置予定技術者等とされている場合で，法律上又は契約上の専任配置の要件を満たさない場合

###### (イ) 業務委託

入札書の送付時に添付した「内訳書及び調査票」における（主任又は管理）技術者の氏名（漢字）の欄の両方又は一方が未入力の場合

イ 許認可等

公告文において条件とする許認可等を持っていない場合又は許認可等の期限が切れている場合

(3) 低入札価格調査

ア 低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書等の資料の提出を拒否した場合

イ 「入札時に提出した内訳書」と低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書に含まれる詳細な内訳書（以下「低入調査時の内訳書」という。）の各項目の金額が異なる場合

ウ 「低入調査時の内訳書」の各項目について、次に該当する場合

(ア) 必要な経費が盛り込まれていない場合

(イ) 下請業者や資材等の納品業者からの見積書の金額と整合性がない場合

(ウ) 社内留保金等から充当することを前提として、必要となる経費を計上していない又は過少に計上しており、低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断される場合

(エ) 予定価格の内訳に対し、直接工事費 75%・共通仮設費 70%・現場管理費 70%・一般管理費 30%（諸経費として一括して計上する場合には、45%）のいずれかを下回る者で、その合理的な理由が説明できない場合

(4) その他、市長が定める入札条件に違反した場合

5 落札者の決定

(1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 開札を執行する際、入札参加業者は、開札に立ち会うことができるものとする（落札決定後に予定価格を公表する入札の開札を除く。）。ただし、入札参加業者が立ち会わない場合、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 入札の最低価格が予定価格より著しく低い場合は、落札者としがないことがある。

(5) 低入札価格調査対象案件では、低入札調査基準価格を下回った入札者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

6 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入

札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず，独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は，落札者の決定前に，他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 7 異議の申立て等

(1) 入札をした者は，入札後，設計図書，仕様書及び説明等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札の執行は，本市の都合による場合及び入札参加者が連合し，又は不穏な行動をなす等の場合において，入札を公正に執行することができないと認められるときは，延期又は取りやめることがある。この場合において異議を申し立てることはできない。

## 8 その他

入札書，質疑回答書及び封筒の見本等の各様式は，柏市ホームページ（<http://www.city.kashiwa.lg.jp>）からリンクする柏市入札情報の様式集からダウンロードすることができる。

9 前各項の規定は，郵便による指名競争入札及び随意契約について準用する。

### 附 則

この条件は，平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この条件は，平成19年1月17日から施行する。

### 附 則

この条件は，平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この条件は，平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この条件は，平成23年10月1日から施行する。